

個人 市・県民税

特別徴収の 事務手引き

松山市





特別徴収の事務は決して難しくありません。
この冊子で具体的な事務手続きについて
分かりやすくご案内いたします。

目 次

①	個人市・県民税について……………	1
②	特別徴収の義務……………	1
③	特別徴収義務者の指定……………	2
④	対象になる人……………	2
⑤	特別徴収の流れ……………	3
⑥	給与支払報告書の提出……………	3
⑦	特別徴収税額の決定通知書の送付……………	4
⑧	税額の変更通知……………	6
⑨	納期と納入方法……………	7
⑩	退職・休職者の徴収方法……………	8
⑪	退職所得に対する個人市・県民税の特別徴収……………	8
⑫	異動届出書の提出……………	9
⑬	特別徴収への切替など……………	11
⑭	特別徴収に関するQ & A……………	12

愛媛県では、平成27年度から県下一斉に、
個人市・県民税の特別徴収を完全実施しています。

1 個人市・県民税について

愛媛県や松山市などの地方自治体は、わたしたちが豊かで健康な暮らしができるよう、福祉、保健、教育、消防、ごみ、公園、道路など、日々の生活の広い範囲にわたりさまざまな仕事をしています。

そのためにはたくさんの費用がかかりますが、この資金はみんなで税金として出し合っていかなければなりません。

なかでも個人市・県民税は、わたしたちの日常生活に身近な関わりをもつ愛媛県や松山市の仕事のための費用を、それぞれが負担できる能力に応じて分担しあう税金で、いわば住民として暮らしていくために支払わなければならない会費のようなものといえます。



2 特別徴収の義務

所得税の源泉徴収義務のある事業主（源泉徴収義務者※）は、従業員の個人市・県民税を、給与から天引きして納めることが義務付けられています。

この給与天引きによる納入を「特別徴収」といいます。

そして、特別徴収を実施していただく事業主のことを「特別徴収義務者」といいます。

この冊子では、特別徴収義務者として指定された事業主が、どのような事務を行うかを案内していきます。

※源泉徴収義務者…会社や個人が、人を雇って給与や報酬等を支払ったりする場合は、その都度、支払金額に応じた所得税を差し引くことになっています。この所得税を差し引いて、国に納める義務のある者を源泉徴収義務者といいます。

3 特別徴収義務者の指定

地方税法第41条、第321条の4及び第328条の5第1項の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業主は、松山市から**特別徴収義務者**に指定されます。

特別徴収義務者に指定された事業主は、納税義務者である従業員の個人市・県民税を毎月の給与から天引き（特別徴収）して、松山市へ納めていただく必要があります。

給与の支払が毎月でない、又は給与から税額が引ききれないなどの特別な理由がない限り、個人で納付（普通徴収※）することは認められません。

※普通徴収…主に事業所得者などが市町村から送付される納付書によって納める方法。納期は年4回（通常は6月、8月、10月、翌年1月）です。

（参考）

地方税法第321条の4（抜粋）

市町村は、特別徴収の方法によつて個人の市町村民税を徴収しようとする場合においては、当該年度の初日において納税義務者に対して給与の支払をする者のうち所得税法第183条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

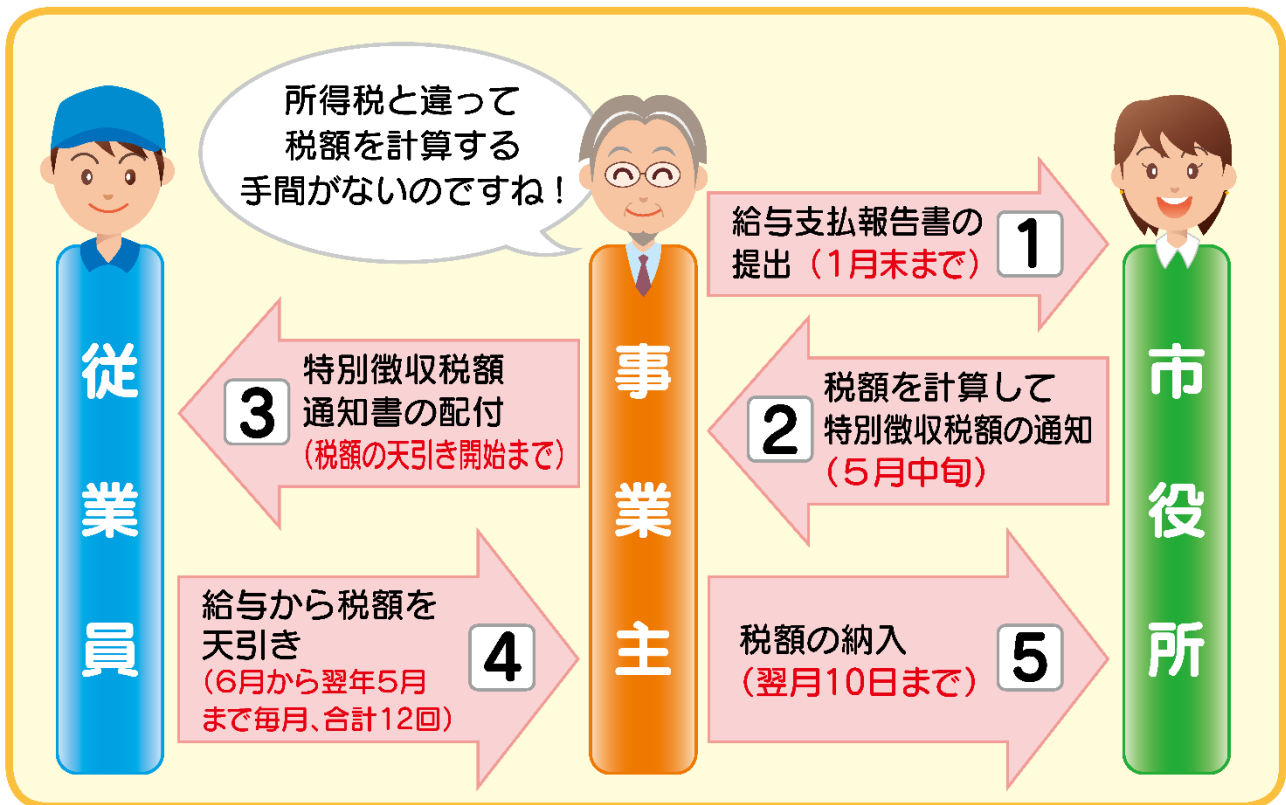
所得税法第183条（抜粋）

居住者に対し国内において給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

4 対象になる人

1月1日現在、松山市に住民登録されているか、実際に居住している人で、前年中（1月1日～12月31日）に給与の支払を受けており、かつ当年度の初日（4月1日）に特別徴収義務者から給与の支払を受けている人が対象です。

5 特別徴収の流れ



6 給与支払報告書の提出

給与の支払をする者で、給与所得に係る所得税の源泉徴収義務のある者は、1月31日までに総務省令で定める給与支払報告書を、給与の支払を受けている人の1月1日現在の住所地の市区町村長に提出しなければなりません。

また、年の途中で退職した人についても、提出してください。

給与支払報告書を提出する際に、「普通徴収への切替申請書(兼仕切紙)」の理由に当てはまる人以外は、普通徴収を申請することはできませんので、ご注意ください。

(※P 13「特別徴収に関するQ & A」のQ 6参照)



給与支払報告書の提出は、eLTAX(エルタックス)をご利用ください。

※eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

〈eLTAX(エルタックス)に関するお問い合わせ先〉

ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

特別徴収税額の決定通知書の送付

個人市・県民税の特別徴収の徴収期間は6月から翌年5月までの12ヶ月です。
毎年5月中旬に、特別徴収義務者あてに次の書類を送付します。

- ① 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）
- ② 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）
- ③ 特別徴収納入書
- ④ 特別徴収のご案内（別紙各種様式あり）

年間の個人市・県民税額と毎月天引きする月割額をお知らせしますので、6月中に支払われる給与から天引きを開始するための準備をしていただきます。

※各書類のレイアウトは、現在のものと異なる場合があります。



① 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）

特別徴収税額の**変更通知書**も同じ様式になります。

平成00年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用)

愛媛県松山市

地方税法第41条及び第321条の4 (第321条の6第1) 項並びに松山市市税賦課徴収条例第33条3の規定によって、平成00年度給与所得等に係る市民税及び住民税の特別徴収税額を下記のとおり決定 (変更) したことを通知します。また、この通知に添付がある場合は、この通知があったことを知った日から1週間以内、税務課に異議を申し立てることもできます。税務課に異議を申し立てた場合は、その通知の日から1週間以内、税務課に異議を申し立てることを通知します。税務課に異議を申し立てた場合は、その通知の日から1週間以内、税務課に異議を申し立てることを通知します。

事業主が納入する納税義務者全員の特別徴収税額の月別合計金額が記載されています。

松山市二番町1111番地

〇〇商事 株式会社

様

特別徴収税額	課税人員	非課税人員
29,900	2	0
6月分	2	2,000
7月分	2	2,000
8月分	2	2,000
9月分	2	2,000
10月分	2	2,000
11月分	2	2,000
12月分	2	2,000

指定番号	宛名番号	市町村コード	382019	受給者番号	1234-56789-00001	特別徴収税額	24,200	6月分	2,200	10月分	2,000	12月分	2,000	(摘要)
住 所				個人番号	111222333444									
松山市二番町〇〇〇番地				氏名	松山 太郎									

指定番号	宛名番号	市町村コード	382019	受給者番号	1234-56789-00002	特別徴収税額	5,700	6月分	5,700	10月分	0	12月分	0	(摘要)
住 所				個人番号	555666777888									
松山市大浦〇〇〇〇番地				氏名	中島 太郎									

指定番号	宛名番号	市町村コード	382019	受給者番号	*****	特別徴収税額	*****	6月分	*****	10月分	*****	12月分	*****	(摘要)
住 所				個人番号	*****									
*****				氏名	*****									

指定番号	宛名番号	市町村コード	382019	受給者番号	*****	特別徴収税額	*****	6月分	*****	10月分	*****	12月分	*****	(摘要)
住 所				個人番号	*****									
*****				氏名	*****									

指定番号	宛名番号	市町村コード	382019	受給者番号	*****	特別徴収税額	*****	6月分	*****	10月分	*****	12月分	*****	(摘要)
住 所				個人番号	*****									
*****				氏名	*****									

指定番号	宛名番号	市町村コード	382019	受給者番号	*****	特別徴収税額	*****	6月分	*****	10月分	*****	12月分	*****	(摘要)
住 所				個人番号	*****									
*****				氏名	*****									

指定番号	宛名番号	市町村コード	382019	受給者番号	*****	特別徴収税額	*****	6月分	*****	10月分	*****	12月分	*****	(摘要)
住 所				個人番号	*****									
*****				氏名	*****									

指定番号	宛名番号	市町村コード	382019	受給者番号	*****	特別徴収税額	*****	6月分	*****	10月分	*****	12月分	*****	(摘要)
住 所				個人番号	*****									
*****				氏名	*****									

指定番号	宛名番号	市町村コード	382019	受給者番号	*****	特別徴収税額	*****	6月分	*****	10月分	*****	12月分	*****	(摘要)
住 所				個人番号	*****									
*****				氏名	*****									

指定番号	宛名番号	市町村コード	382019	受給者番号	*****	特別徴収税額	*****	6月分	*****	10月分	*****	12月分	*****	(摘要)
住 所				個人番号	*****									
*****				氏名	*****									

指定番号	宛名番号	市町村コード	382019	受給者番号	*****	特別徴収税額	*****	6月分	*****	10月分	*****	12月分	*****	(摘要)
住 所				個人番号	*****									
*****				氏名	*****									

指定番号	宛名番号	市町村コード	382019	受給者番号	*****	特別徴収税額	*****	6月分	*****	10月分	*****	12月分	*****	(摘要)
住 所				個人番号	*****									
*****				氏名	*****									

指定番号	宛名番号	市町村コード	382019	受給者番号	*****	特別徴収税額	*****	6月分	*****	10月分	*****	12月分	*****	(摘要)
住 所				個人番号	*****									
*****				氏名	*****									

指定番号	宛名番号	市町村コード	382019	受給者番号	*****	特別徴収税額	*****	6月分	*****	10月分	*****	12月分	*****	(摘要)
住 所				個人番号	*****									
*****				氏名	*****									

指定番号	宛名番号	市町村コード	382019	受給者番号	*****	特別徴収税額	*****	6月分	*****	10月分	*****	12月分	*****	(摘要)
住 所				個人番号	*****									
*****				氏名	*****									

指定番号	宛名番号	市町村コード	382019	受給者番号	*****	特別徴収税額	*****	6月分	*****	10月分	*****	12月分	*****	(摘要)
住 所				個人番号	*****									
*****				氏名	*****									

指定番号	宛名番号	市町村コード	382019	受給者番号	*****	特別徴収税額	*****	6月分	*****	10月分	*****	12月分	*****	(摘要)
住 所														

特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）は、個人情報保護のため中身が見えないよう圧着されています。事業所の方は決して中身を開けずに個人ごとに切り離し、そのまま従業員に渡してください。

このままの状態で
お渡してください！

※従業員が開けると、下記の内容が確認できます。

[illegible]

愛媛県 松山市 個人市民税 (特別徴収分) 徴収証書			愛媛県 松山市 個人市民税 (特別徴収分) 納入書			愛媛県 松山市 個人市民税 (特別徴収分) 納入済通知書											
市町村コード			口座番号		加入者名		市町村コード			口座番号		加入者名					
382019			01600-2-960087		松山市会計管理署		382019			01600-2-960087		松山市会計管理署					
指定番号			納入金額(円)				指定番号			納入金額(円)							
平成〇〇年11月			0000001234		2,000		平成〇〇年11月			0000001234		2,000					
納入すべき金額が前納入金額(1)の増減を要しないときは、納入金額(1)の額を繰越す(繰越し)。納入金額(2)の増減は記入していただく。 納付先 市町村 税務課 市役所 〒790-0000 松山市二番町1111番地 納入 人 氏名 住所 〒790-0000 松山市二番町1111番地 納期 平成〇〇年12月10日 支払 手数料 〇円 合計額 〇円						納入すべき金額が前納入金額(1)の増減を要しないときは、納入金額(1)の額を繰越す(繰越し)。納入金額(2)の増減は記入していただく。 納入 人 氏名 住所 〒790-0000 松山市二番町1111番地 納期 平成〇〇年12月10日 支払 手数料 〇円 合計額 〇円						納入すべき金額が前納入金額(1)の増減を要しないときは、納入金額(1)の額を繰越す(繰越し)。納入金額(2)の増減は記入していただく。 納入 人 氏名 住所 〒790-0000 松山市二番町1111番地 納期 平成〇〇年12月10日 支払 手数料 〇円 合計額 〇円					
790-0000 松山市二番町 1111 番地 〇〇商事 株式会社 790-0000 松山市二番町 1111 番地 〇〇商事 株式会社 様						790-0000 松山市二番町 1111 番地 〇〇商事 株式会社 様 790-0000 松山市二番町 1111 番地 〇〇商事 株式会社 様						790-0000 松山市二番町 1111 番地 〇〇商事 株式会社 様 790-0000 松山市二番町 1111 番地 〇〇商事 株式会社 様					

④ 特別徴収のご案内（別紙各種様式あり）

特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

本届出書は、松山市のホームページからもダウンロードできます。

特別徴収への切替依頼書

※本届出書は、松山市のホームページからもダウンロードできます。

給与支払報告書
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

松山市
市区町村コード
382019

平成00年度 市民税・県民税 特別徴収のご案内

※届出用紙につきましては、松山市役所ホームページ(<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/>)からもダウンロードできます。
松山市役所ホームページTOP ⇒ 各課一覧 ⇒ 納税課 ⇒ 特別徴収について ⇒ 特別徴収に関する各種手続き

◎お願い

- ・ 当市では、退職、税額変更等により年の途中で特別徴収税額に変更が生じた場合でも新たな納入書は送付しておりません。お手元の納入書の金額を訂正して納入ください。納入書の納入金額欄に※記号は記入しないでください。(記入例 P8、9)
- ・ 別紙、給与所得者異動届出書、所在地・名称変更届出書、特別徴収への切替依頼書が複数必要となった場合は、コピーして使用してください。
- ・ 退職・転勤等異動があった場合は、異動届出書を速やかに提出してください。(記入例 P5～P7)

お問い合わせ先 【内容によって担当課が異なりますのでご注意ください】

松山市役所 〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

◎異動届について(退職、転勤等)	
◎納期特例について	
◎納入(退職金に対する住民税含む)について	納税課(特別徴収担当) TEL(089)-948-6266・6264
◎特別徴収への切替、所在地・名称変更について	
◎課税内容について	
◎給与支払報告書について	市民税課 TEL(089)-948-6290～6298

8 税額の変更通知

納税義務者による期限後の申告や給与支払報告書の訂正、所得・控除内容の調査結果などから、通知済の特別徴収税額に変更が生じた場合は、**特別徴収税額の変更通知書(※P4参照)**をお送りしますので、通知された変更月から特別徴収税額を変更していただきます。

事業主が納入する特別徴収税額の月別合計金額、人数をご確認ください。納入書の金額訂正が必要になる場合があります。(※P7参照)

※ 変更通知書に記載されているのは、税額等に変更があった方のみになります。

9 納期と納入方法

納期限は、月割額を徴収した月の翌月 10 日です。

たとえば、6 月分の月割額は 6 月中に支払われる給与から天引きし、納期限は 7 月 10 日となります。

10 日が土・日曜日、または祝日の場合は、その翌営業日となります。

従業員から徴収した税額を、それぞれの市区町村ごとにとりまとめ、松山市分については次の納入書を使用して、金融機関等に納入してください。

※使用できる金融機関等は納入書裏面に記載しています。また、法人ネットバンキングでの納入も可能です。(詳しくは各金融機関にお問い合わせください。)



**納入金額に変更がある場合は、
金額を訂正してご利用ください！**

退職、転勤先の変更(転勤)、税額変更等により納入金額に変更があっても、

納入書の再送付はいたしません。

訂正方法 黒のボールペンで納入金額(1)の額を二重線で消して、納入金額(2)の各欄に変更後の金額を記入してください。¥記号は記入しないでください。訂正印も不要です。

【納期の特例制度(年2回納入)】

特別徴収税額の納入は原則、年 12 回の毎月納入としていますが、給与の支払を受ける人が常時 10 人未満の事業所は、申請し承認を受けることによって、年 2 回の納入となる「納期の特例制度」をご利用いただけます。

「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例についての承認申請書」を 7 月 10 日までに提出し、承認を受けた場合には、特別徴収税額のうち、6 月分から 11 月分までを 12 月 10 日まで、12 月分から翌年 5 月分までを翌年 6 月 10 日までの年 2 回にまとめて納入することができます。

※ただし、市税に滞納がある場合は、納期の特例制度はご利用いただけません。

10 退職・休職者の徴収方法

★6月1日から12月31日までに退職等した場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、個人が納付する普通徴収へ切替となります。納税義務者の申し出もしくは了解を得た場合は、退職時に支払う給与または退職手当等から一括徴収していただくことができます。

★1月1日から4月30日までに退職等した場合

地方税法第321条の5第2項の規定により、特別徴収できなくなった残りの税額は、本人の申し出がなくても、5月31日までの間に支払う給与または退職手当等から一括徴収することが義務付けられています。

(一括徴収すべき税額が給与または退職手当等を超える場合は、この限りではありません。)

※5月退職の場合も、最終月分として特別徴収により納めていただきます。

11 退職所得に対する個人市・県民税の特別徴収

退職所得に対する個人市・県民税は、退職者が退職手当等の支払いを受けるべき日(通常は退職した日)の属する年の1月1日現在の住所地の市区町村へ、徴収した月の翌月10日までに納めてください。

税額の計算方法や申告についての小冊子を配布していますので、必要な場合はお問い合わせください。

愛媛県 松山市 個人市県民税(特別徴収分) 領収証書			愛媛県 松山市 個人市県民税(特別徴収分) 納入書			市 民 税 納入申告書 (退職所得用)		
市町村コード 3 8 2 0 1 9	口座番号 01600-2-960087	加入者名 松山市会計管理者	市町村コード 3 8 2 0 1 9	口座番号 01600-2-960087	加入者名 松山市会計管理者	松山市長あて 平成00年12月10日提出	平成00年11月分	人員
指定番号 0000001234	納入金額(1) 2,000		指定番号 0000001234	納入金額(1) 2,000			1	
平成00年11月	0000001234	2,000	平成00年11月	0000001234	2,000	退職手当等支払金額	150,000.00	
納入すべき金額がその納入 金額(1)の額の金額と異なる ときは、納入金額(1)の 額を繰越で納付し、納入金額 (2)の額に記入してください。	納税 2000		納入すべき金額がその納入 金額(1)の額の金額と異なる ときは、納入金額(1)の 額を繰越で納付し、納入金額 (2)の額に記入してください。	納税 2000		特別徴収 市 民 税	21,000.00	
	通算 3500.00			通算 3500.00		県 民 税	14,000.00	
納税済 3520.00			納税済 3520.00			地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり 分離課税に係る所得割の納入について申告します。		
納税済 3520.00			納税済 3520.00			住所又は 所在地	790-0000 松山市二番町1111番地	(受付印)
790-0000 松山市二番町1111番地			790-0000 松山市二番町1111番地			氏名又は 名称	〇〇商事 株式会社	
〇〇商事 株式会社			〇〇商事 株式会社 様			法人番号等	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 6	

納入書の記入方法(すべて黒ボールペンで記入してください。)

- ①納入金額(2)の退職所得分の税額を記入し、合計額も変更してください。(※そのほかの記入上の注意点はP7参照)
- ②裏面の納入申告書欄へ右図のように記入してください。

※現在のレイアウトとは異なる場合があります。

12 異動届出書の提出

退職・休職及び勤務先の変更（転勤）等による異動があった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに松山市へ異動届出書を提出しなければなりません。（地方税法施行規則第9条の24）

異動届出書の提出が遅れると、退職者、休職者及び転勤者等の税額が特別徴収義務者の滞納税額となったり、過誤納が発生する原因となり、納税義務者の納税証明書が発行できないなどの不都合が生じる場合があります。また、普通徴収への切替処理が遅れ、納税義務者に対し一度に多額の個人市・県民税の納入義務を負わせてしまうおそれもありますので、提出期限を必ず厳守してください。

「給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書」

詳しい記入方法は、5月中旬に送付する「特別徴収のご案内」でご確認できます。

※現在のレイアウトとは異なる場合があります。

退職等により普通徴収へ切り替える場合の記入例

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		法人番号 または個人番号	
(提出先) 松山市長 平成00年11月5日提出 給与所 松山市二番町1111番地 氏名(名称) 〇〇商事 株式会社 所在地 〒790-0000 松山市二番町1111番地 給与(特別徴収義務者) 松山 太郎 氏名 松山 太郎 生年月日 46年11月1日 個人番号 1112233334444 1月1日現在の住所 松山市二番町〇〇〇番地 現住所 同上		法人番号 または個人番号 1112233334444 特別徴収義務者 指定番号 0000001234 電話番号 (089) 900-0000 担当者氏名 山田 一郎	
宛名番号	00001	特別徴収税額 (年税額)	24,200
氏名	松山 太郎	(イ) 徴収済額 (円)	10,200
生年月日	46年11月1日	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) (円)	14,000
異動年月日	H00・10・31	異動事由	① 退職
異動後の未徴収税額の徴収	2,829,548	異動事由	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (残額を事業所にて 全額徴収して納入) ③ 普通徴収 (残額は本人が納付) (理由)
1月1日以降退職時 までの給与支払額	384,759	1月1日以降退職時 までの給与支払額	384,759
◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。			
一括徴収の理由	給与または 退職手当等の 支払予定日	一括徴収予定額	備考
・異動が平成 年12月31日 までで、申出があったため (月 日申出)	・	円	一括徴収した 税額は 月分 で納入します。
・異動が平成 年1月1日 以後で特別徴収の継続の 希望がないため	・	円	
異動者印	・	円	
◎新しい勤務先(転勤先等)			
月割額 を 月分 から徴収する よう連絡済です。	給与(特別徴収義務者) フリガナ 名称 フリガナ 所在地	マイナンバー制度の導入に伴い、平成29年1月1日以降の 提出分から給与支払者の法人番号(個人事業主の場合は個人 番号)、給与所得者の個人番号の記入が必要となりました。	
◎翌年1月1日以降退職される方については、一括徴収が義務付けられています。(地方税法321条の5)			

退職等により一括徴収する場合の記入例

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書										法 人 番 号 または個人番号																																																											
(提出先) 松山市長 平成00年11月5日提出										〇〇商事 株式会社 〒790-0000 松山市二番町1111番地										11223344556666																																																	
(特別徴収義務者) 氏 名 (名称) 松山 太郎 所在地 松山市二番町1111番地										特別徴収義務者 指 定 番 号 0000001234										電話 番 号 (089) 900 - 0000																																																	
給与 所 得 者 氏 名 松山 太郎 生年月日 46年11月1日 個人番号 11112223334444 1月1日現在の住所 松山市二番町〇〇〇番地 給与の支払を受けなくなった後の住所 同 上										(ア) 特別徴収税額 (年 税 額) 24,200										(イ) 徴 収 済 額 6月から10月まで 10,200										(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 14,000										異 動 年 月 日 H00・10・31										異動の事由 ① 退職 ② 一括徴収 ③ 休職 ④ 長期欠勤 ⑤ 死亡 ⑥ 支払不定期 ⑦ 少額給与 (965,000円以下) (理由)										異動後の未徴収 税 額 の 徴 収 1月1日以降退職時 までの給与支払額 2,829,548 控 除 社 会 保 険 料 額 384,759									
◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。																																																																					
一括徴収の理由 ●異動が平成00年12月31日 までで、申出があったため (10月25日申出) ●異動が平成00年1月1日 以後で特別徴収の継続の 希望がないため										給与または 退職手当等の 支払予定日 11・15										一括徴収予定額 支払予定日ごとの 徴収予定額 14,000										合 計 (上記(ウ)と同額) 14,000										備 考 一括徴収した 税額は1月分 で納入します。										※市町村記入欄 1. 月 日 へ 連絡済 2. 月 割 変 更 月 月 以降																			
◎新しい勤務先(転勤先等)										月割額 円 を 月分 から徴収する よう連絡済です。										(特別徴収義務者) フリガナ 名 称 フリガナ 所在地										特別徴収義務者 指 定 番 号 電話 番 号 () -																																							
◎翌年1月1日以降退職される方については、一括徴収が義務付けられています。(地方税法321条の5)																																																																					

転勤等により特別徴収継続の場合の記入例

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書										法 人 番 号 または個人番号																																																											
(提出先) 松山市長 平成00年11月5日提出										〇〇商事 株式会社 〒790-0000 松山市二番町1111番地										11223344556666																																																	
(特別徴収義務者) 氏 名 (名称) 中島 次郎 所在地 松山市大浦〇〇〇番地										特別徴収義務者 指 定 番 号 0000001234										電話 番 号 (089) 900 - 0000																																																	
給与 所 得 者 氏 名 中島 次郎 生年月日 46年1月23日 個人番号 11112223335555 1月1日現在の住所 松山市大浦〇〇〇番地 給与の支払を受けなくなった後の住所 東京都千代田区白河町二丁目〇〇-××										(ア) 特別徴収税額 (年 税 額) 12,000										(イ) 徴 収 済 額 6月から10月まで 5,000										(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 7,000										異 動 年 月 日 H00・10・31										異動の事由 ① 退職 ② 一括徴収 ③ 休職 ④ 長期欠勤 ⑤ 死亡 ⑥ 支払不定期 ⑦ 少額給与 (965,000円以下) (理由)										異動後の未徴収 税 額 の 徴 収 1月1日以降退職時 までの給与支払額 控 除 社 会 保 険 料 額									
◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。																																																																					
一括徴収の理由 ●異動が平成00年12月31日 までで、申出があったため (月 日 申出) ●異動が平成00年1月1日 以後で特別徴収の継続の 希望がないため										給与または 退職手当等の 支払予定日 										一括徴収予定額 支払予定日ごとの 徴収予定額 										合 計 (上記(ウ)と同額) 										備 考 一括徴収した 税額は 月分 で納入します。										※市町村記入欄 1. 月 日 へ 連絡済 2. 月 割 変 更 月 月 以降																			
◎新しい勤務先(転勤先等)										月割額 1,000 円 を 11月分 から徴収する よう連絡済です。										(特別徴収義務者) フリガナ 名 称 フリガナ 所在地										特別徴収義務者 指 定 番 号 0000005678 電話 番 号 (03) 1000 - 0000																																							
◎翌年1月1日以降退職される方については、一括徴収が義務付けられています。(地方税法321条の5)																																																																					

転勤については、必ず事業所間で連絡調整の上、提出をお願いします。(双方の合意がなかった場合、給与天引きが継続できないことがあります。)

13 特別徴収への切替など

中途就職や休職からの職場復帰など、年度の途中でも「特別徴収への切替依頼書」を提出することで、特別徴収へ切り替えることができます。

また、特別徴収義務者の所在地・名称等の変更があった場合は、所在地・名称変更届出書をご提出ください。

※現在のレイアウトとは異なる場合があります。

マイナンバー制度の導入に伴い、法人番号の記入が必要となりました。提出される方が個人事業主の場合、記入不要です。

特別徴収への切替依頼書

本届書は、松山市のホームページからもダウンロードできます。

(提出先) 松山市長	(給与特別徴収義務者) 松山市二番町 1111 番地	〒790-0000 松山市二番町 1111 番地	特別徴収義務者 指定番号 0000001234
フリガナ マルマルショウジ カブシキガイシャ	氏名 (名称) 〇〇商事 株式会社	法人番号 11223344556666	連絡先 所屬担当者名 山田 一郎
代表者の職氏名印 愛媛 〇〇	電話番号 (089) 900 - 0000		

平成00年7月12日提出

フリガナ ホウジヨウ ハナコ	氏名 北条 花子 (旧姓)	1. 徴収開始月 未納税額を 8 月分 から 特別徴収できます。 (納期限は翌月10日になります。)
生年月日 T・S・H 63 年 11 月 1 日	2. 切替理由 ・雇用・復職のため (平成00年8月1日) ・その他 ()	
現住所 松山市二番町〇〇〇番地	3. 納付状況 普通徴収税額の 1 期分まで 納付済みです。 全額未納の場合は、0を記入してください。	
1月1日現在の住所 (居住所と異なる場合) 同上 ※1月1日現在の住所(課税地)の市区町村長へご提出ください。	4. これまでの納付方法 口座振替 ・ 納付書	
備考欄		

本依頼書の提出日(到着日)によっては、ご希望の徴収開始月が変更になる場合がありますので、ご了承ください。

- 【注意事項】
- 原則として、本書が15日までに到着した場合は翌月、16日以降の場合は翌々月の徴収開始になります。
 - 原則として、本書が15日までに到着した場合は翌月1日、16日以降の場合は翌月15日に税額通知書を発送します。
 - 本書到着時点で納期限が過ぎた普通徴収税額を特別徴収に切り替えることはできません。
- 【普通徴収の各期別納期限(振替日)】 1期:6月30日 2期:8月31日 3期:10月31日 4期:1月31日 (※土日・祝日にあたる場合は翌営業日)
- これまでの納付方法が口座振替の場合は、金融機関への手続きに期間を要するため振替日の10日前までに到着するようご提出ください。

特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

本届書は、松山市のホームページからもダウンロードできます。

(提出先) 松山市長	(給与特別徴収義務者) 松山市二番町 1111 番地	〒790-0000 松山市二番町 1111 番地	特別徴収義務者 指定番号 0000001234
フリガナ マルマルショウジ カブシキガイシャ	氏名 (名称) 〇〇商事 株式会社	法人番号 11223344556666	連絡先 所屬担当者名 山田 一郎
代表者の職氏名印 愛媛 〇〇	電話番号 (089) 900 - 0000		

平成00年8月1日提出

マイナンバー制度の導入に伴い、法人番号の記入が必要となりました。提出される方が個人事業主の場合、記入不要です。

【注意事項】

- 変更前のご提出にご協力ください。
- 太枠内は変更となる箇所のみ記入し、誤読を避けるためフリガナも必ず記入してください。
- 提出される方(特別徴収義務者)が個人事業主の場合、法人番号欄の記入は不要です。

フリガナ マツマシニバンチョウ	変更前 マツマシニバンチョウ	変更後 マツマシニバンチョウ
住所(居所) 又は所在地 〒790-0000 松山市二番町 1111 番地	変更前 〒790-0000 松山市二番町 1111 番地	変更後 〒790-0000 松山市二番町〇〇〇〇番地
フリガナ 氏名 又は 名称	変更前	変更後
電話番号 () - ()	変更前	変更後
変更年月日 平成00年 8 月 20 日	変更前	変更後
変更理由 (該当する項目を ○で囲んでください。)	変更前	変更後
備考	変更前	変更後

事業所の合併や新しく法人と成った場合など、法人番号の追加・変更があった場合は、必ず記入してください。

法人番号の変更
※番号の変更がある場合のみ記入してください。

上記以外の場所へ特別徴収事務にかかる書類の送付を希望される場合に記入してください。

送付先の設定	所在地 (住所) 〒790-0000 松山市一番町〇〇番地 市民ビル2階
氏名 又は 名称	〇×税理士事務所
電話番号	(089) 900 - 0000

所在地と違う場所へ書類の送付を希望する場合のみ、記入してください。

14 特別徴収に関する Q&A



特別徴収のギモンを
解決します！

Q1 個人市・県民税の「特別徴収」とはどんな制度ですか？

A1

個人市・県民税の特別徴収とは、給与の支払者である事業主が従業員の個人市・県民税を給与から天引き（特別徴収）して、翌月の10日までに市へ納入していただく制度です。

Q2

従業員から、「給与からの天引きではなく自分で納付できないか。」とされているのですが、特別徴収は必ずしなければならないのですか？

A2

地方税法では、所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人市・県民税を特別徴収することが義務付けられていますので、従業員個々の希望で徴収方法を選択することは認められていません。

Q3

今まで特別徴収をしなくてもよかったのに、何か法改正があったのですか？

A3

新たな法改正などがあったわけではなく、これまでも地方税法の規定により、特別徴収をしていただく必要はありましたが、それが徹底されていませんでした。
そのため、愛媛県では平成27年度から制度を徹底することとし、松山市では個人市・県民税の特別徴収完全実施に向けて段階的に取り組んでいます。

Q4

事務に手間がかかるため、特別徴収を行いたくないのですが。

A4

事務が増えて手間がかかるなどの理由で、特別徴収を行わないことは法令上認められていません。

個人市・県民税の特別徴収は、1月末までに事業主から提出していただいた給与支払報告書に基づいて松山市で税額の計算を行い、5月中旬に各従業員の特別徴収税額をお知らせします。その税額を毎月の給与から天引き（特別徴収）していただきますので、所得税のように毎月の税額計算や年末調整をする手間はかかりません。

Q5

特別徴収にするメリットは何ですか？

A5

従業員のメリットとして、個人が納付する普通徴収の納期が年4回であるのに対し、特別徴収は年12回ですので、従業員の1回あたりの納税額が少なくなります。
また、毎月の給与から天引きになるので、金融機関等に出向いて納付する手間がかからず、納付を忘れることもありません。

納め忘れが
なくて
安心です！



Q6 従業員はパートやアルバイトであっても特別徴収しなければなりませんか？

A6 原則として、アルバイト・パート・役員等すべての従業員から特別徴収する必要があります。ただし、次の場合については、普通徴収とすることができます。

普A 給与の支払期間が不定期（例：給与の支払が毎月でない）

普B 給与が少なく税額が引ききれない・給与支払金額965,000円以下

普C 退職者・退職予定者（5月末日まで）

普D 他の事業所で特別徴収・普通徴収として扱う乙欄該当者

該当する理由がある場合は、給与支払報告書の提出の際に「普通徴収への切替申請書」とあわせて給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に上記略号（普A・普Bなど）を記入してください。また、電子データ（eLTAX及び光ディスクなど）で提出する場合は切替申請書の提出は不要ですが、給与支払報告書（個人別明細書）の「普通徴収」欄にチェックを入れ、摘要欄には略号を入力してください。

Q7 2ヵ所以上の事業所に勤務している従業員はどこから特別徴収されますか？

A7 原則として、前年の給与収入額が大きい事業所から特別徴収されますが、事業所から市に提出する給与支払報告書の内容や前年度の状況から、市がどの事業所で特別徴収していただくかを決定します。

Q8 毎月の税額が途中で変わることはないのでしょうか？

A8 個人市・県民税は前年の所得に対して計算しますので、税額が変わることは原則としてありません。

ただし、従業員による期限後の申告や給与支払報告書の訂正、所得・控除内容の調査結果などから税額が変更になる場合があります。その場合には、松山市から変更通知書をお送りしますので、それ以降は変更後の金額で天引きをお願いします。

Q9 従業員に退職、休職、転勤等があった場合、どうすればよいですか？

A9 従業員に退職、休職、転勤等があった場合は、異動があった日の翌月10日までに、「給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出していただく必要があります。なお、異動届出書の提出がなかったり遅れたりすると、事業主の滞納や過誤納が発生する原因となり、従業員の納税証明書が発行できないなどの不都合が生じますので、期限までの提出をお願いします。（※P9「12 異動届出書などの提出」参照）

Q10 毎月納入するのは面倒なのですが、他に方法がありますか。

A10 従業員が常時10人未満の事業所については、申請により年12回の納期を年2回にまとめて納入する「納期の特例制度」があります。（※P7「納期の特例」参照）

また、特別徴収した税額は法人ネットバンキングでの納入も可能です。詳しくは各金融機関にお問い合わせください。



お問い合わせ先

内容によって担当課が異なりますのでご注意ください

松山市役所

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

理財部 市民税課

TEL 089-948-6290～6298

- 個人市・県民税の課税について (P1～P6)
- 特別徴収への切替、所在地・名称変更届出書について (P11)

理財部 納税課

TEL 089-948-6264・6266

- 個人市・県民税の納入、納期の特例制度について (P7)
- 退職所得に対する個人市・県民税の特別徴収について (P8)
- 異動届出書 (退職・休職・転勤等) について (P8の一部、P9～P10)